信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法第三十三条の二の規定に基づく登録を受けている者

4～14　［略］

第五条　［略］

第六条　［略］

（中途換金の特例）

第七条　［略］

一　［略］

二　その居住する又はその営業所、事務所、事業所、事業の用に供する施設その他これらに準ずるものが所在する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき　当該個人向け国債を有する者

三　解散したとき　解散の時におけるその代表者

2　前項第一号又は第三号の規定による請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、取扱機関に対し、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一　前項第一号の規定による請求をしようとする場合　相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

二　前項第三号の規定による請求をしようとする場合　解散の時にその代表者であったことを示す書類その他これに準ずるもの、その解散を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

3　第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住又は所在していることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

4　［略］

5　特定投資家が個人向け国債を保有することとなったときは、その者は、前条第一項に定める利子支払期の前後を問わず、取扱機関に対し、当該個人向け国債に係る同条第二項の請求をすることができるものとする。前条第五項は、当該個人向け国債を前条第一項に定める利子支払期以後に買い取るときの金額について適用し、前項各号は、当該個人向け国債を前条第一項に定める利子支払期前に買い取るときの金額について準用する。

第八条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

2　令和九年一月十五日前に発行された個人向け国債の発行等に関する省令第二条に規定する個人向け国債については、なお従前の例による。

信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定に基づく登録を受けている者

4～14　［同上］

第五条　［同上］

第六条　［同上］

（中途換金の特例）

第七条　［同上］

一　［同上］

二　その居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき　当該個人向け国債を有する者

［号を追加］

2　前項第一号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

［号を追加］

3　第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住していることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

4　［同上］

［項を追加］

第八条　［同上］